

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月23日
【会社名】	アルコニックス株式会社
【英訳名】	A L C O N I X C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員COO 手代木 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03(3596)7400
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員CSO コーポレート部門長 鈴木 匠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー12階
【電話番号】	03(3596)7400
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員CSO コーポレート部門長 鈴木 匠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) アルコニックス株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜二丁目6番18号 淀屋橋スクエア14階) アルコニックス株式会社 名古屋支店 (名古屋市東区武平町五丁目1番 名古屋栄ビルディング5階)

1【提出理由】

2022年6月22日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金28円(配当金総額 845,594,204円)

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため変更する。
2. 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が施行され、上場会社において定款に定めることにより、一定の条件の下、場所の定めのない株主総会の開催が可能になることから、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会開催を可能にするため変更する。
3. 最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるようにする事、及び2022年4月1日付で経営執行体制を変更したことに伴い、その役位を明確にするため、該当項目を変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、竹井 正人、手代木 洋、鈴木 匠、今川 敏哉、高橋 伸彦、久田 眞佐男、菊間 千乃、津上 俊哉、及び今津 幸子の9氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として西村 昌彦氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	238,094	2,069	-	(注)1	可決 96.9
第2号議案	230,161	10,002	-	(注)3	可決 93.7
第3号議案					
竹井 正人	234,169	5,994	-	(注)2	可決 95.3
手代木 洋	235,760	4,403	-	(注)2	可決 96.0
鈴木 匠	235,808	4,355	-	(注)2	可決 96.0
今川 敏哉	235,865	4,298	-	(注)2	可決 96.0
高橋 伸彦	235,834	4,329	-	(注)2	可決 96.0
久田 眞佐男	239,216	947	-	(注)2	可決 97.4
菊間 千乃	239,204	959	-	(注)2	可決 97.4
津上 俊哉	239,175	988	-	(注)2	可決 97.3
今津 幸子	239,247	916	-	(注)2	可決 97.4
第4号議案					
西村 昌彦	239,537	626	-	(注)2	可決 97.5

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上